

農業者年金に**加入**しませんか！！

国が支える・安心が大きくなる「**積立年金**」です。

農業者年金の特徴

★ 農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

★ 少子高齢時代に強い年金です。年金資金は安全かつ効率的に運用されています。

自ら積み立てた保険料とその運用益（付利）により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、**保険料を自由に決められ（月額2万円～6万7千円）**、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

（注）運用の結果得られる年金原資が、積み立てた保険料の総額を下回らないという保証はありませんが、安全性を重視した運用方法や、65歳の年金裁定時に運用収入の累計額ができるだけマイナスにならないようにする準備金の仕組み等が導入されています。

★ 終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額が、ご遺族に死亡一時金として支給されます。

★ 税の特例が用意されています。

- 支払った保険料は、**全額（1人当たり最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象**となり、所得税・住民税が節税（**支払った保険料の15%～30%程度が節税**）になります。
- 保険料を農業者年金基金が**運用して得られる収益（運用益）は非課税**です。
- 将来受け取る農業者年金には**公的年金等控除が適用**（65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までは非課税）されます。

★ 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（**月額最高1万円**、通算すると**最大で216万円**）があります。

この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から**特例賦課金として受給**できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

農業者年金に関する詳しい内容やご相談については、農業委員会か地区担当の農業委員又は最寄りの農協支所にお問い合わせください。

錦江町農業委員会 TEL 22 - 3035

